

南箕輪村消防団員運転免許等取得補助金 交付までの流れ

1. 申請書の提出

申請書（様式第1号）、運転免許証のコピー、教習所の見積書又は補助対象経費が記載された書類を所属の分団長を通し、消防団本部（役場総務課管理防災係）まで提出してください。



2. 交付決定

申請書の提出を受け、消防団本部幹部分団長会で審査を行います。
交付が決定したら本人に補助金交付決定書（様式第2号）を通知します。



3. 免許等取得・実績報告

免許等の取得が完了したら、1か月以内に、消防団本部まで実績報告書（様式第3号）と、取得完了のわかる書類のコピー、免許取得にかかった経費を証明する書類（領収証等・コピー可）を提出してください。



4. 確定通知

実績報告書の内容が適切なものであるか確認を行い、補助金額の確定通知書（様式第4号）を通知します。合わせて請求書をお渡しします。



5. 請求書提出・補助金交付

消防団本部まで請求書を提出してください。本人口座へ振込を行います。



○消防団員運転免許等取得補助金について

■補助金の額

- (1) 準中型免許を取得した場合・・・15万円
- (2) A T 限定免許の限定解除をした場合・・・7万円
- (3) その他南箕輪村消防団長が消防団活動に必要と認める免許等・・・対象経費の3分の2以内とし、限度額は免許等の種類ごと別に定める。

■補助を受けるための要件（次のいずれにも該当すること）

- (1) 南箕輪村消防団に入団し、1年以上経過している者
- (2) 補助金の対象となる免許等を取得後、引き続き団員として3年以上在籍し、消防団活動を行うことを誓約する者
- (3) 所属する分団の長が推薦し、南箕輪村消防団長が認める者
- (4) 村税等に滞納がない者

■対象となる経費

- (1) 教習所の入所に要する経費
- (2) 免許試験に係る各種手数料
- (3) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (4) 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

